

特別養護老人ホームやはたの里入所指針

平成 15 年 3 月 28 日 制定

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 29 年 6 月 30 日 一部改正

令和 5 年 10 月 31 日 一部改正

1 目的

この指針は、特別養護老人ホームやはたの里（以下「やはたの里」という。）の入所の基準及び手続き（以下「入所基準」という。）を明らかにし、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した「やはたの里」の施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 入所対象者

- (1) 入所の対象者は、次の①及び②のいずれかに該当する者で常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受ける事が困難なものであるものとする。
 - ① 要介護 3 から要介護 5 までの認定を受けている者
 - ② 要介護 1 又は要介護 2 の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であると認められる場合（以下「特例入所」という。）
- (2) 特例入所の要件に該当する事の判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を十分に考慮すること。

また、地域の実情を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮すること。

 - ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
 - ③ 家族による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3 入所申込み

(1) 入所申込み

入所の申込みは、「特別養護老人ホームやはたの里入所申込書」に原則として、「介護支援専門員意見書」及び「介護保険被保険者証」を添えて行うものとする。

なお担当の介護支援専門員がいない場合は、病院のケースワーカーや生活相談員等が「介護支援専門員意見書」を記入し、介護支援専門員が記入した場合と同等の取扱を行うものとする。

(2) 施設の説明

「やはたの里」は、入所の申込みがあった場合には、入所順位の決定方法等について説明

を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供する事が困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し十分に説明し、理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じなければならない。

(3) 受付簿の作成

「やはたの里」は、入所申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や削除等の事由が生じた場合には、その内容を記録しなければならない。

(4) 要介護 1 又は要介護 2 の方からの入所申込み

- ① 施設は、要介護 1 又は要介護 2 の認定を受けている入所申込者に対して、特列入所の内容について丁寧に説明し、申込者側に特列入所の要件への該当に関する、申込者側の考えを記載してもらうこと。
- ② 施設において、申込者側から特列入所要件に該当している旨の申し立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねる事とする。
- ③ 施設は、特列入所の要件に該当する旨の入所申込を受けた場合は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特列入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

ただし、被虐待者高齢者等の緊急的な保護等の理由により、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規定による措置入所（同法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）の場合にあつては、この手続きによらず、入所する事が可能である。

4 入所検討委員会

「やはたの里」は、入所の決定に関する事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門員等の施設関係者ほか、透明性・公平性の観点から施設職員以外の委員を加えて構成する。

なお、施設職員以外の委員としては、地域における医療・福祉に精通した者、理事以外の法人評議員等を加える。

(2) 運営

委員会は、やはたの里施設長が招集し、原則として月 1 回以上開催する。

(3) 所掌事務

委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた入所順位を決定するとともに、入所順位登録名簿の整備、調整を行いこれに基づいて入所の決定を行う。

なお、特列入所対象者を委員会の合議に付す場合は、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましい。

(4) 議事録

委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、5 年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には、入所申込者及び家族のプライバシーに配慮し

たうえでこれを提出するものとする。

5 守秘義務

「やはたの里」の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

6 説明責任

「やはたの里」は、あらかじめ入所判定等についての説明責任や窓口を明確に定め、入所希望者及びその家族等から説明を求められたときは、適切な説明を行わなければならない。

7 入所順位の評価基準

- (1) 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、別紙「やはたの里入所申込者評価基準」（以下「基準」という。）によるものとする。
- (2) 委員会は、入所申込者の状況を調査等のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高い順に優先順位を付けるものとする。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に配慮が必要な事情がある場合等には、次の項目について事情等を勘案することができるものとする。

8 老人福祉法に基づく措置

「やはたの里」は、市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の規程に基づく措置入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には、後日、当該決定の内容について委員会に報告しなければならない。

9 その他

- (1) 施設は、この指針を踏まえ、地域の実情等を勘案して入所基準等を定め、適正に入所半定を行うものとする。
- (2) 市町村が、所在する施設を対象として本指針と同様の趣旨により指針を作成した場合は、その指針によるものとする。
- (3) 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直すものとする。
- (4) 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由等を考慮のうえ施設において入所順位の繰り下げ等の措置を講ずることが出来るものとする。
- (5) 入所基準等は、公表する事とする。
- (6) 県はこの指針の適正な運用について、市町村及び施設に対し必要な助言及び適切な援助を行う。
- (7) 本指針を改正する必要が生じた場合は、所要の見直しを行う。

10 適用時期

この指針は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

やはたの里入所申込者評価基準

1. 介護の必要の程度(最高41点)

評価項目		痴呆による不適応行動							
		非常に多い		やや多い		少しあり		なし	
要介護度	5	41	点	40	点	39	点	38	点
	4	40	点	39	点	38	点	37	点
	3	36	点	34	点	32	点	30	点
	2	28	点	26	点	24	点	22	点
	1	20	点	18	点	16	点	14	点

2. 在宅サービスの利用度(最高16点)

評価項目	16 点	13 点	10 点	6 点
在宅サービスの利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満

3. 介護者・家族等の状況(最高39点)

評価項目	6 点	4 点	2 点	0 点
①同居の主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳以上70歳未満	60歳未満	—
②介護者の障害・疾病	介護は困難	多少は可能	介護は可能	なし
評価項目	7 点	5 点	2 点	0 点
③介護者の就労	8時間以上 高齢で就労不能	4～8時間	4時間未満	なし
④介護者が育児・家族が病気	常時の育児看病	半日育児看病	臨時育児看病	なし
⑤他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
評価項目	6 点	4 点	2 点	0 点
⑥別居血縁者の介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—

4. その他の留意事項

1, 1人暮らしの高齢者は、『項目3. 介護者・家族等の状況』において①～⑤の合計点を33点とする。

2, 高齢者のみの世帯は、④について7点とする。

3, 佐渡市在住の方に関しては、4点を加算する。

4, 医療機関や、他の入所施設等に現在入院(所)してい入所希望者は、『項目2』の在宅サービスの利用度において、退院後に予想される状況で利用度を判断する。

ただし、養護老人ホーム、グループホームの入所者を16点とする。